

水資源保全全国自治体連絡会会則（一部改正）

（名称）

第1条 本会は、水資源保全全国自治体連絡会と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、会長の所属する団体の所在地に置く。

（目的）

第3条 本会は、地域共有の貴重な財産である地下水及び湧水（以下「地下水」という。）が健全に循環し、水源地域の適正な土地利用により当該地域の保全を図るとともに、その利用を継続的かつ安定的に維持し、又は回復するために、会員との連携によるネットワークを確立することにより、情報の交換と共有化を進め、豊かな自然の恵みである水資源を次代に引き継ぐことを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 地下水環境に関する各種情報の収集、発信等による情報共有化の推進に関する事項
- （2） 地下水環境の健全化に関する意識啓発及び保全機運の醸成事業の実施に関する事項
- （3） 地域の実情に応じた統一的な施策の実施に関する事項
- （4） 国への要請活動に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、第3条の目的に賛同する地方公共団体及び水道企業団（以下「会員」という。）をもって組織する。

（入会及び退会）

第6条 第3条の目的に賛同し本会に入会しようとする団体は、所定の入会申込書に必要事項を記入し申し込むものとする。

2 本会を退会しようとする会員は、所定の退会申込書に必要事項を記入し、い

つでも退会することができる。

(会員名簿)

第7条 本会は、会員名簿を作成し、会員の名称、所在地及び代表者の氏名を記載し、又は記録しなければならない。

(届出)

第8条 会員は、その名称、所在地又は代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく本会にその旨を届け出なければならない。

(会員に対する通知)

第9条 本会が会員に対してする通知は、会員名簿に記載し、又は記録した当該会員に郵便により発するか、又は電磁的方法により発する。

(役員等)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

2 前項の役員は、第5条の会員の互選により選出する。ただし、再任を妨げない。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 会務を円滑に行うため、顧問を置くことができる。

(役員等の職務)

第11条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、本会の事業執行及び会計の状況を監査するものとする。

4 顧問は本会運営に関し助言を行う。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期の満了又は辞任の場合の措置)

第13条 役員が欠けた場合又は第10条第1項各号で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに互選により選出された役員が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

2 第6条第2項の規定により本会を退会した役員も、前項と同様とする。

(連絡会議)

第14条 本会は、第4条の事業を執行するため、連絡会議を開催することができる。

2 連絡会議の議長は、会長が務める。

3 連絡会議は、必要がある場合に会長が招集する。

(議事録)

第15条 連絡会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(会計)

第16条 年会費等は徴収しない。ただし、連絡会議開催等事業に必要な経費は、会員へその都度請求し、精算する。

(改正)

第17条 この会則の改正は、会長が発議し、連絡会議に付さなければならない。

(補足)

第18条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

(事業終了後又は本会が解散した場合の残余財産の処分)

第19条 第4条各号の事業が終了した場合又は本会が解散した場合において、その債務を弁済してもなお残余財産があるときは、連絡会議の議決を経て本会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

附 則

1 この会則は、平成26年7月24日から施行する。

2 本会の設立初年度の役員の任期については、第12条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この会則は、令和5年10月31日から施行する。